

木曾町財務規則一部改正

平成21年度木曾町告示第13号

木曾町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月15日

木 曾 町 長



木曾町規則第209号

木曾町財務規則の一部を改正する規則

木曾町財務規則（平成17年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第75条第1項中「契約金額の10分の3」を「1億円未満の契約については当該契約金額の10分の4に相当する金額を、1億円以上の契約については当該契約金額の10分の3」に改める。

様式第96号（第117条関係）中「契約金の3割」を「契約額が1億円未満については4割、1億円以上については3割」に改める。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。